

構造改革特別区域推進本部
評価・調査委員会 教育部会（第31回）
議事次第

令和3年11月12日（金）
10：00～12：00
永田町合同庁舎7階 特別会議室

（議 事）

1. 開会
2. 令和3年度の評価について
 - ・特例措置番号834（835）
地方公共団体の長による学校等施設の管理及び整備に関する事務の実施事業
3. その他
4. 閉会

（配布資料）

- 資料1 令和3年度の評価対象となる規制の特例措置一覧（教育部会）
資料2 特例措置番号834（835）関連資料

- 参考資料1 評価・調査委員会委員名簿
参考資料2 評価・調査委員会専門部会委員名簿
参考資料3 構造改革特別区域基本方針（評価関連部分抜粋）

令和3年度の評価対象となる規制の特例措置一覧
(教育部会)

資料1

所管省庁	特例措置番号	特定事業の名称	措置区分	特例措置の概要	過去評価時期	認定件数 (第54回認定まで)
文部科学省	834(835)	地方公共団体の長による学校等施設の管理及び整備に関する事務の実施事業	法律	教育委員会が行うこととされている学校等施設の管理・整備に関する事務を地方公共団体の長が実施することを可能にする。(公民館・図書館等の社会教育施設についても新たに権限委譲が可能に:平成21年5月)	平成27年度	1件

特例措置番号834(835)の関連資料

- ① 特例措置の評価・調査経緯 1
- ② 関係府省庁説明資料 20
- ③ **関係府省庁の調査票案【審議事項】** 27
- ④ **評価調査委員会の調査票案【審議事項】** 40
- ⑤ 評価対象となる規制の特例措置の基本方針別表 48
- ⑥ 評価対象となる規制の特例措置の認定申請マニュアル 49
- ⑦ 規制の特例措置を適用した特区計画の一覧 52

構造改革特別区域評価・調査委員会 教育部会資料

地方公共団体の長による学校等施設の管理及び
整備に関する事務の実施事業（834(835)）

令和3年11月12日（金）

内閣府地方創生推進事務局

特例措置の評価・調査経緯

地方公共団体の長による学校等施設の管理及び整備に関する事務の実施事業（834(835)）

<これまで>

公立学校及び社会教育施設（公民館、図書館、博物館等）の管理及び整備に関する事務については、教育委員会が管理・執行することとされている。

<関係法令等>

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条、第22条等

<取り巻く環境の変化>

少子高齢化や過疎化に伴う社会福祉（児童、高齢者、障害者等）に係るニーズや都市部における働く人達の学習ニーズなど、地方公共団体が、地域における様々な需要に対応していく必要が高まっている。

地域における総合的な視野をもった首長の明確な責任の下、地域の特性に応じて、公の施設の一体的な整備・管理が可能となる。（耐震化やバリアフリー化の計画的な整備、余裕教室の活用、施設の利用や管理の効率化など、学校施設や社会教育施設と、社会福祉施設など他の公の施設との複合化などが促進され、住民の便宜も向上する。）

構造改革特区の活用

<主な要件>

- 学校等施設及び公の施設の一体的な利用、又はこれらの総合的な整備の促進を図る必要があると認められること。
- 学校等における教育活動の適切な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。
- あらかじめ、教育委員会の意見を聴くこと。

認定計画数：1件（令和3年3月末現在）

◎実際の取組事例

～遠野市民センター 学びのプラットホーム特区～（平成21年11月認定）

実施主体：遠野市

遠野市は、昭和46年から市民センター構想の下、地域づくりと社会教育との連携により行政運営を行ってきた。また、近年の過疎化に伴う人口減少、少子高齢化の進行など、小規模自治体として一層効率的な行財政運営が求められている。本特例措置により、効率的な行財政運営を図るとともに、一体的な施設の管理・整備により、教育活動と地域づくりとの更なる一体的な取組みを進め、市民一丸となって総合力が発揮される地域づくりを推進する。



特例措置の評価・調査経緯

これまでの評価・調査経緯

<平成24年度>

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
平成24年度下半期 (H25.3.6)	その他 (平成27年度までに評価を行う)	<p><u>関係府省庁</u>によれば、<u>認定地方公共団体における特区計画が部分的な運用（一部の学校施設の整備及び社会教育施設の管理）にとどまっている段階では、全国展開により発生する弊害の有無は判断できない</u>とのことであった。</p> <p><u>評価・調査委員会</u>による調査では、本特例措置を活用することによる<u>学校等施設の整備・管理において、市長の権限が明確化され、教育委員会との調整の円滑化が図られる等の効果が確認された</u>。また、<u>複合施設の整備費・管理費の節減効果が確認された</u>。</p> <p>以上より、<u>評認定地方公共団体における特区計画が平成25年度以降完全実施された後に、その運用状況をみた上で、平成27年度までに改めて評価を行う</u>。</p> <p><u>評価・調査委員会</u>において、人口減少社会の中、地域活性化の拠点としても施設の複合化は重要な視点であり、本特例措置を活用することで、学校等施設と公の施設の一体的な利用や総合的な整備の促進を図ることが重要であるとの意見があった。これを踏まえ、<u>関係府省庁は、本特例措置をさらに進める視点に立って、関連ケースを含めて、学校等施設の管理・整備に関する権限の在り方の観点を含む複合施設の有効な管理・整備の方策や事例に関する整理を行い、平成25年度、評価・調査委員会にその結果等を報告することとする</u>。</p>	<p><u>認定地方公共団体における特区計画が平成25年度以降完全実施された後に、その運用状況をみた上で、平成27年度までに改めて評価を行う</u>。</p> <p><u>関係府省庁は、本特例措置をさらに進める視点に立って、関連ケースを含めて、学校等施設の管理・整備に関する権限の在り方の観点を含む複合施設の有効な管理・整備の方策や事例に関する整理を行い、平成25年度、評価・調査委員会にその結果等を報告することとする</u>。</p>

特例措置の評価・調査経緯

<平成27年度>

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
平成27年度 (H28.5.25)	<p>その他 (認定地方公共団体において構造改革特別区域法第29条の規定に基づく規則の整備がなされ、特区計画上の事業が実施された後に、その運用状況を見た上で、速やかに評価を行う。)</p>	<p><u>評価・調査委員会</u>の調査では、<u>学校等施設の管理・整備について概ね実施済みであること、本特例措置の活用により教育委員会部局の人員削減やコスト削減等の効果があることが確認された。</u></p> <p><u>関係府省庁</u>の調査によれば、認定地方公共団体においては、構造改革特別区域法（以下「特区法」という。）第29条の規定に基づく規則の整備が<u>学校施設、図書館及び博物館について未措置であるとのこと</u>であった。</p> <p>また、特区計画に記載されている小学校への児童館併設事業については、<u>未だ事業計画の策定が行われておらず、事業自体が未着手段階にあるため効果・弊害の評価自体が不可能であるとのこと</u>であった。</p> <p>さらに、<u>社会教育施設の利用者数が大幅に減少していること及び施設管理費が増加していること</u>等から少なくとも<u>効果は見られないとのこと</u>であった。</p> <p>加えて、地方公共団体の長が管理し、及び執行することとされた事務について、<u>実態上、教育委員会事務局の職員が補助執行や市長部局との兼務発令により従来どおり行っているため、特区の目標である「市長が公の施設の管理・整備を総合的に担当し、教育委員会は教育内容に専念できる環境を整える」体制になっていないとのこと</u>であった。</p> <p style="text-align: center;">(次頁へつづく)</p>	<p><u>認定地方公共団体において特区法第29条の規定に基づく規則の整備がなされ、特区計画上の事業が実施された後に、その運用状況を見た上で、速やかに評価を行う。</u></p> <p><u>関係府省庁及び事務局においては、認定地方公共団体に対して規則の整備を促すこと。</u></p> <p><u>事務局においては、特区計画に掲げられた小学校への児童館併設事業の実施目途及び認定地方公共団体の総合教育会議における本特例措置の位置付けの議論について認定地方公共団体に確認することともに、本特例措置に関して他の地方公共団体の活用ニーズについて整理すること。</u></p> <p><u>関係府省庁においては、本特例措置の全国展開を進めるという視点が重要であり、どのようにすれば全国展開の可能性があるかについて事務局とともに検討すること。上記の確認・整理事項については、平成28年度に評価・調査委員会に報告すること。</u></p>

特例措置の評価・調査経緯

評価時期	評価の内容	評価の判断理由	今後の対応方針
		<p>(つづき)</p> <p>教育部会の審議において、調査結果等を踏まえて<u>委員より以下のとおり意見が出された。</u></p> <p><u>本特例措置の現時点での全国展開は時期尚早である。再評価を行うにあたり、関係府省庁及び事務局においては以下の点について確認、整理の上、平成28年度に評価・調査委員会に報告すること。</u></p> <ul style="list-style-type: none">・認定地方公共団体において特区法第29条の規定に基づく規則の整備を早急に進めるよう、<u>関係府省庁及び事務局から認定地方公共団体に対して引き続き規則の整備を促すこと。</u>・特区計画に掲げられた<u>小学校への児童館併設事業について、認定地方公共団体として、今後、実施する見込みがあるか、あるとすればいつ事業計画を策定するかについて、事務局より認定地方公共団体に確認すること。</u>少なくとも、認定地方公共団体においては、遅くとも規則整備までにはその見解を明確にしておかれない。・<u>関係府省庁においては、本特例措置の全国展開を進めるという視点が重要であり、どのようにすれば全国展開の可能性があるかについて事務局とともに検討すること。</u>・本特例措置に関して、<u>他の地方公共団体の活用ニーズについて事務局において整理すること。</u>・平成27年4月1日から各地方公共団体においては総合教育会議が始まっているところ。<u>認定地方公共団体の総合教育会議において本特例措置の位置付けがどのように議論されているかについて事務局より認定地方公共団体に確認すること。</u>	

特例措置の評価・調査経緯

事務局及び関係府省からの報告①

第29回 教育部会（H29.3.29）

・H27年度評価意見に従い、確認事項について報告

事務局作成資料

平成27年度評価意見に基づく確認事項等について

平成27年度評価意見において、「地方公共団体の長による学校等教育施設の管理及び整備に関する事務の実施事業（特例措置番号834(835)）」についてご指摘のあった確認事項について、次のとおり報告します。

特例措置番号834(835)に関する平成27年度評価意見（抜粋）

⑦今後の対応方針

（前略）

関係府省庁及び事務局においては、認定地方公共団体に対して規則の整備を促すこと。事務局においては、特区計画に掲げられた小学校への児童館併設事業の実施目途及び認定地方公共団体の総合教育会議における本特例措置の位置付けの議論について認定地方公共団体に確認するとともに、本特例措置に関して他の地方公共団体の活用ニーズについて整理すること。関係府省庁においては、本特例措置の全国展開を進めるという視点が重要であり、どのようにすれば全国展開の可能性があるかについて事務局とともに検討すること。上記の確認・整理事項については、平成28年度に評価・調査委員会に報告すること。

1. 規則整備及び特区計画事業の進捗等について（認定地方公共団体への確認結果）

（1）規則の整備について

①状況

- 学校施設の管理・整備について、行政組織規則上、市長部局への権限の移管に関する規定が未整備。
 - ・ 学校施設の管理及び整備について、現行体制では、市長部局が行う管理の範囲は建物に限られ、軽微な修繕等の日常管理まで及ばず、さらには、組織体制の面においても、学校施設の管理を行う体制が組めないことから、教育委員会事務局が学校施設の管理及び整備を行っている。
- 図書館・博物館について、規則が未整備。（移管にあたっては構造改革特別区域法第29条第2項に定める規則の整備が必要。）
 - ・ 図書館及び博物館については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定について誤った解釈のもとで、「当該施設の管理及び執行は市長が行える」旨の条例を制定していることから、まずは当該内容を是正する条例改正が必要。

特例措置の評価・調査経緯

②規則整備の時期

平成29年12月

※組織に関する条例改正に併せ規則を整備予定

【理由】

- ・認定地方公共団体は、大幅な組織再編を平成29年度に予定。
- ・また、東日本大震災により本庁舎が被災し、組織体制が分散状態にあるなか、行政機能の集約化も含め、組織再編と一体的に新庁舎の移転・整備を実施。（平成29年秋供用開始予定）
- ・権限の移管等に係る規則の整備は、組織再編と密接に関係することから、一体的に行うことが望ましいと判断し、組織に関する条例案を議会に提出する時期（平成29年12月）に合わせて行うことを検討中。

（2）児童館併設事業について

①状況

➢特区計画に記載されている、小学校に児童館を併設する施設整備については、未だ事業計画の策定が行われておらず、事業自体が未着手。

②実施時期

整備計画の策定及び事業の実施の時期については、第2次総合計画の前期基本計画（H28～H32）内での整備を予定しているが、具体的な時期は未定。

【理由】

- ・認定地方公共団体では、特区計画認定以降、小学校への児童館併設に向け、市立中学校の再編を順次進めてきた。
 - ・平成23年1月 旧中学校に小学校を併設
 - ・平成25年4月 市立中学校再編（8校から3校へ）
 - ・平成26年3月 旧中学校普通教室棟を小学校特別教室棟に整備
- ・児童館、高齢者・地域活動スペースとするための旧中学校特別教室棟の改修を平成26年度に予定していたが、地元等との合意形成が整わず、実現に至っていない。
- ・現在は、関連整備である保育園整備と併せて検討を進めているところ。

特例措置の評価・調査経緯

(3) 総合教育会議での議論等について

平成27年4月1日から設けられた総合教育会議における、本特例措置の位置付け等に関する議論については、これまで行っていない。総合教育会議については、未だ運営方法も含め手探りの状態であり、総合教育会議の特例措置への関わり等についても明確に定まっていない状況。

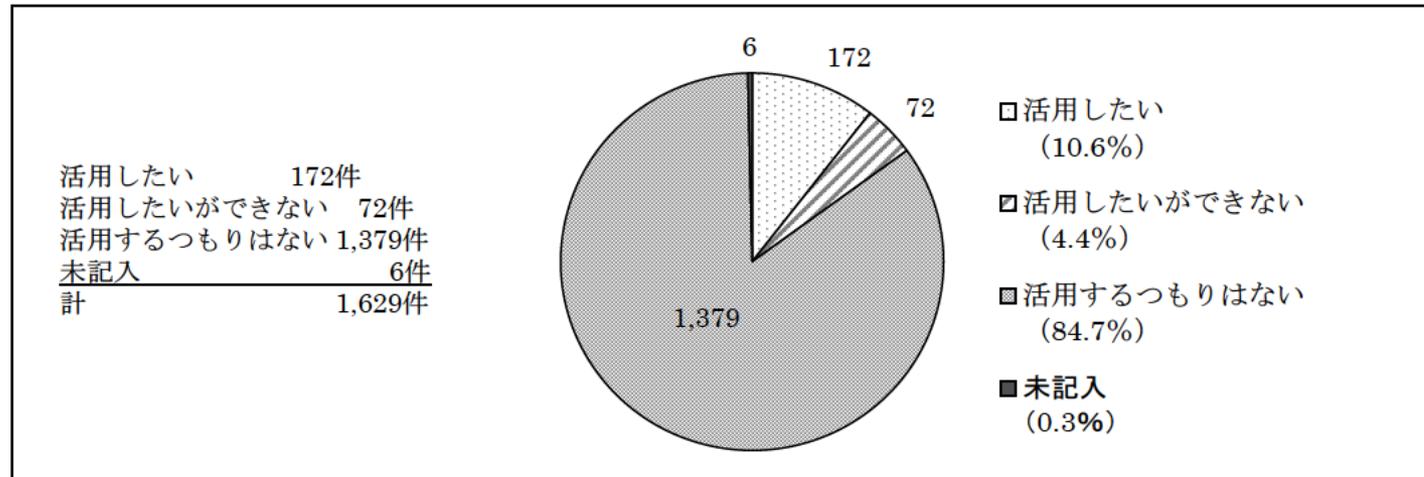
(4) 今後の対応について

- ・今回、認定地方公共団体に確認した結果から、当該地方公共団体における特定事業の実施は、組織体制の整備も含め、未だ「準備段階にある」ことが判明。
- ・引き続き、認定地方公共団体に対し、特区計画の適切かつ円滑な実施を促すとともに、随時の状況確認及び適切な指導を行っていく。

2. 本特例措置に関わる活用ニーズについて（平成24年度ニーズ調査結果）

平成24年7月に実施した本特例措置に係るニーズ調査の結果概要は次のとおり。

認定地方公共団体を除く全都道府県及び全市町村、計1,788の自治体へアンケート調査を行った結果、「活用したい」は172件（10.6%）、「活用したいができない」は72件（4.4%）、「活用するつもりはない」は1,379件（84.7%）、現段階では回答できない等の理由による未記入が6件（0.3%）であった。



特例措置の評価・調査経緯

- 「活用したい」又は「活用したいができない」と回答した中で「活用したいと思う理由」は、特例措置の活用により、施設管理を効率的・一元的・一体的・複合的に行うことができること、余剰施設（空き教室等）や人材を有効的に活用できることを理由とする回答が多かった。
- 「活用したいができない理由」及び「活用したいが現在申請にまで至ってない理由」は、特例措置の活用のための計画や構想が未検討又は検討中であるとの回答が多かった。
- 「活用するつもりはない」と回答した理由では、現行において支障・不都合がない、具体的なニーズや事例（利用可能な施設等）がないとの回答が多かった。

3. 全国展開の可能性について

構造改革特別区域法第29条第2項に定める規則の整備等を含む特区計画が完全実施されることが必要。

なお、全国展開について検討したところ、遠野市において、①本特例措置の活用により、社会・経済的効果（施設利用者数の増加等）が発現しているか、②本特例措置の活用にあたっての要件・手続き上の課題（教育活動における支障、安全管理上の課題等）を克服できているか、③関係機関間・学校・地域における合意形成等の課題が生じていないかといった点が確認され、教育の政治的中立性が確実に担保されるとともに、学校等施設の管理及び整備について、教育委員会が担うよりも、効率的かつ効果的に行われることが客観的に明らかになった場合は、全国展開が可能となりうる。

特例措置の評価・調査経緯

遠野市の各種規則・データ

平成27年12月18日 教育部会（第26回）
文部科学省提出資料（抜粋）

○行政組織規則

【公民館の管理・整備 ⇒ 市長に権限】

○遠野市市長部局行政組織規則（平成17年遠野市規則第4号）

（課等の設置）

第40条 市民センターに次の課を置く。

- (1) 市民協働課
- (2) (略)

2 (略)

（市民センター市民協働課に置く係の分掌事務）

第42条 市民センター市民協働課に置く係の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) (略)
- (2) 施設管理係

ア 市民センター施設の管理(構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第29条第1項の規定による認定を受けた市長が管理し、及び執行する遠野市民センター条例(平成17年遠野市条例第15号)第74条に規定する公民館の管理及び整備に関する事務を含む。)及び利用の許可に関すること。

イ～ク (略)

2 (略)

○遠野市教育委員会行政組織規則（平成17年遠野市教育委員会規則第5号）

（課及び係の設置）

第16条 事務局として置く市民センターに次の課及び係を置く。

- (1) 市民協働課 地域生活係 施設管理係
- (2) (略)

（市民協働課各係の分掌事務）

第17条 (略)

2 市民協働課施設管理係の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) (略)
- (2) 公民館の管理(構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第29条第1項の規定により認定を受けた市長が管理し、及び執行する管理及び整備に関する事務を除く。)及び利用の許可に関すること。
- (3)～(5) (略)

3 (略)

【小学校及び中学校の管理・整備 ⇒ 教育委員会に権限】

○遠野市教育委員会行政組織規則（平成17年遠野市教育委員会規則第5号）

（趣旨）

第1条 この規則は、遠野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務を適正かつ能率的に遂行するため、これに必要な組織及び運営の基本的事項を定めるものとする。

（課及び係の設置）

第4条 教育委員会事務局(以下「事務局」という。)に次の課を置く。

- (1) 教務課
- (2) 学校教育課

2 教務課に総務係及び管理係を置く。

（教務課各係の分掌事務）

第5条 (略)

2 教務課管理係の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 教育財産の管理の総括に関すること。
- (2) 市立学校の設置、管理及び廃止に関すること。
- (3) 市立学校の設備の整備に関すること。
- (4)～(9) (略)

【総合食育センターの管理・整備 ⇒ 市長・教育委員会の双方に権限】

○遠野市市長部局行政組織規則（平成17年遠野市規則第4号）

（趣旨）

第1条 この規則は、市長の権限に属する事務(遠野市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例(平成20年遠野市条例第36号)の規定により市長が管理し、及び執行することとされた事務を含む。)を適正かつ能率的に遂行するため、必要な組織を定めるものとする。

（課の設置）

第49条の2 総合食育センターに総合食育推進課を置く。

○遠野市教育委員会行政組織規則（平成17年遠野市教育委員会規則第5号）

（趣旨）

第1条 この規則は、遠野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務を適正かつ能率的に遂行するため、これに必要な組織及び運営の基本的事項を定めるものとする。

（課の設置）

第28条の2 事務局として置く総合食育センターに総合食育推進課を置く。

特例措置の評価・調査経緯

規則の整備状況に不備がある

平成28年2月22日
評価・調査委員会 教育部会（第27回）
文部科学省提出資料（抜粋）

- 図書館・博物館について、組織規則が整備されていない。
（移管にあたっては構造改革特別区域法第29条第2項に定める規則の義務があるが措置されていない。）
→ 早急な是正が必要。（構造改革特別区域法第29条に違反している状態）

○構造改革特別区域法第29条第2項の規定により遠野市教育委員会の意見を聴くことに関する規則 （平成22年遠野市規則第11号）

（趣旨）

第1条 この規則は、構造改革特別区域法第29条第1項の規定により認定を受けた市長が学校等の校舎その他の施設の管理及び整備に関する事務を管理し、及び執行するに当たり、同条第2項の規定によりあらかじめ遠野市教育委員会の意見を聴くことに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において「学校等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 遠野市立学校設置条例（平成17年遠野市条例第84号）第2条の規定により市が設置する小学校及び中学校
- (2) 遠野市総合食育センター条例（平成25年遠野市条例第3号）第6条の規定により設置する遠野市学校給食共同調理場
- (3) 遠野市民センター条例（平成17年遠野市条例第15号）第74条の規定により設置する公民館

○構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）

（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の特例）

第29条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、・・・（略）・・・当該地方公共団体の長が学校等施設の管理及び整備に関する事務の全部又は一部を管理し、及び執行することが、学校等施設及び公の施設の一体的な利用又はこれらの総合的な整備の促進を図るため必要であり、かつ、学校等における教育活動の適切な実施に支障を及ぼすおそれがないと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十一条及び第二十二条の規定にかかわらず、当該学校等施設の管理及び整備に関する事務の全部又は一部については、当該地方公共団体の長が管理し、及び執行する

2 前項の認定を受けた地方公共団体の長は、同項の規定により管理し、及び執行する学校等施設の管理及び整備に関する事務のうち学校等における教育活動と密接な関連を有するものとして当該地方公共団体の規則で定めるものを管理し、及び執行するに当たっては、当該地方公共団体の規則で定めるところにより、あらかじめ、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない

図書館・博物館に関し
て制定されていない

特例措置の評価・調査経緯

学校施設の管理・整備に関する権限が市長部局に移管されていない

- 図書館・博物館と同様、学校施設の管理・整備についても、組織規則において、市長部局への権限の移管が適切に行われていない。（構造改革特別区域法第29条第1項に定める権限の移管が組織規則上措置されていない。）
→ 早急な是正が必要。（構造改革特別区域法第29条第1項に違反している状態）
- 実態上も、学校等施設の管理・整備に関する事務は、教育委員会事務局が担当しており、特区計画に記載された「教育委員会が教育行政の専門性に特化した業務に集中できる環境」が実現されていない。

○遠野市教育委員会行政組織規則（平成17年遠野市教育委員会規則第5号）

（課及び係の設置）

第4条 教育委員会事務局（以下「事務局」という。）に次の課を置く。

（1） 教務課

（2） （略）

2 教務課に総務係及び管理係を置く。

（教務課各係の分掌事務）

第5条 （略）

2 教務課管理係の分掌事務は、次のとおりとする。

（1） 教育財産の管理の総括に関すること。

（2） 市立学校の設置、管理及び廃止に関すること。

（3） ～（9） （略）

学校施設の管理・整備に関する権限は、教育委員会の事務局（教務課）に残ったまま

○遠野市 構造改革特別区域計画（平成21年11月26日認定）

5 構造改革特別区域計画の意義

また、学校等施設の管理・整備を市長が行うことによって、市民活動や地域づくりの活動の高度化・専門化に伴う学習ニーズに対応し、

行政サービスのあり方に工夫を加えながら、教育委員会が教育行政の専門性に特化した業務に集中できる環境を整え、遠野の教育プログラムの充実を図ることが可能となる。

特例措置の評価・調査経緯

事務局及び関係府省からの報告②

第30回 教育部会（H31.3.8）

- ・ H29年度以降の認定公共団体の取組状況について報告

平成31年3月8日
内閣府地方創生推進事務局

特例措置834(835)「地方公共団体の長による学校等施設の管理及び整備に関する事務の実施事業」に係る 認定地方公共団体の取組状況

平成29年8月9日の評価・調査委員会において報告した「地方公共団体の長による学校等施設の管理及び整備に関する事務の実施事業」の実施状況について、その後の認定地方公共団体の取組状況について以下とおり報告します。

1. 規則の整備について

《平成29年8月9日評価・調査委員会報告の趣旨》

○規則の整備状況

- ・ 学校施設：管理・整備に係る市長部局への権限の移管に関する規定が未整備。
- ・ 図書館・博物館：構造改革特別区域法第29条第2項に定める規則が未整備。

○規則の整備時期

- ・ 認定地方公共団体は、大幅な組織再編を平成29年度に予定し、行政機能の集約化も含め、組織再編と一体的に新庁舎の移転・整備を実施（平成29年秋供用開始予定）。
- ・ 権限の移管等に係る規則の整備は、組織再編と密接に関係することから、一体的に行うことが望ましいと判断し、組織に関する条例案を議会に提出する時期（平成29年12月）に合わせて行うことを検討中。

(現状)

- ・ 平成29年9月に新庁舎が供用開始し、同年12月、市議会で行政組織条例の改正案が可決された。
- ・ 本改正は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、文化に関することの職務権限を市長部局へ移管する際、図書館及び博物館も移管対象になるとの誤った解釈により、両施設の管理者を市長と規定していたものを、教育委員会の権限に改めた上で構造改革特別区の特例措置により移管する権限を明確化したものである。
- ・ 条例改正に係る関係規則の整備作業を進め、その中で、学校施設の管理・整備についての市長部局への権限の移管、図書館・博物館の関係規則を教育委員会所管に見直した上で、特区に基づき市長部局が管理する施設及び意見を聴く対象施設として、図書館・博物館を追加する旨の改正を行い、条例にあわせて平成30年4月に施行した。

特例措置の評価・調査経緯

〔条例に関連して改正した規則〕

①遠野市市長部局行政組織規則

→ 市長部局が学校、図書館、博物館の施設を管理・整備する旨を規定

②遠野市教育委員会行政組織規則

→ 図書館・博物館の運営は教育委員会が行う旨を規定

③遠野市民センター所長等に対する事務委任規則

→ 市長の事務権限を所長に委任する旨を規定

④市民センター管理運営規則

→ 図書館条例施行規則、博物館条例施行規則を廃止し、教育委員会所管の本規則に新たに図書館及び博物館の管理を行う旨を規定

⑤構造改革特別区域法第29条第2項の規定により遠野市教育委員会の意見を聴くことに関する規則

→ 遠野市市長部局行政組織規則に基づき管理する施設について、あらかじめ意見を求める旨を規定

※公民館は、平成22年に①及び⑤について整備済み

（効果等）

- ・ 担当職員を、教育委員会から市長部局に異動し、市長部局が管理（施設整備、修繕等）、する体制を平成30年4月からとった。管理人員、対象施設は変わらないことから、現時点でコスト削減に繋がるものではないが、市長部局の職員が、他の行政財産を含めて一体的に管理することから、事務の効率化が図られている。
- ・ 弊害は特段発生していない。

2. 小学校への児童館併設事業（特区計画記載事業）について

《平成29年8月9日評価・調査委員会報告の趣旨》

○事業の進捗状況

- ・ 児童館、高齢者・地域活動スペースとするための旧綾織中学校特別教室棟の改修を平成26年度に予定していたが、地元等との合意形成が整わず、実現に至っていない。このため、事業計画の策定が行われておらず未着手。

○実施時期

- ・ 整備計画の策定及び事業の実施の時期については、第2次総合計画の前期基本計画（平成28～32年度）内での整備を予定しているが、具体的な時期は未定。
- ・ 現在は、関連整備である保育園整備と併せて検討を進めているところ。

特例措置の評価・調査経緯

(現状)

- ・未就学児の所管課である子ども政策課が中心となり、綾織小学校（旧綾織中学校特別教室棟）への綾織児童館併設について、関連する綾織保育園の整備と合わせて検討を進めてきた。
- ・地域を交えた検討の結果、綾織保育園の整備は、当初計画にあった児童館の改築による保育園整備を見直し、旧綾織小学校校庭に整備することを決定した。整備時期は、平成31年度を予定している。
- ・児童館については、保育園整備に並行して協議・検討を重ねた結果、既存の建物を継続して利用し、小学校への併設は、計画を取りやめる方針とした。

(今後の方針)

- ・地元との検討により、保育園、児童館の整備・活用方針が決定したことから、綾織保育園の整備に向けて、整備主体である遠野市保育協会と協議の上、事業を進めていく。
- ・綾織小学校の遊休施設（旧綾織中学校特別教室棟）は、地域の地域づくり団体などから活用希望が挙がっていることから、現行特区の枠組みの中で活用方針を定め、平成31年度から、地域振興団体等へ貸し出しが出来るように環境整備を進めていく予定である。

3. 総合教育会議での議論等について

《平成29年8月6日評価・調査委員会報告の趣旨》

- ・総合教育会議の特例措置への関わり等が明確に定まっておらず、議論は未実施。

(現状)

- ・総合教育会議は、市長と教育委員会とで構成され、両者が対等な執行機関として相互の十分な意思疎通を図るため、協議や調整を行い、地域における教育に関する課題やあるべき姿を共有することにより、より一層の民意を反映した教育行政を推進することを目的として設置し、平成28年度には4回、平成29年度は3回開催した。平成30年度は3回開催予定。
- ・本特例措置では、学校施設の管理及び整備は市長部局が担い、教育委員会は学校教育の本務のみを行うことを目標とした、限定した行為についての権限を特例措置としていることから、総合教育会議の議題となる総合的な協議や調整とは別な位置づけと捉えている。
なお、総合教育会議における協議項目は、次に掲げるとおりとなっている。
 - ア 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関する協議
 - イ 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策についての協議
 - ウ 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置についての協議
 - エ ア～ウまでの事項に関する構成員の事務の調整

特例措置の評価・調査経緯

- ・総合教育会議では、本特例措置に関してこれまで議論されていないが、条例改正に伴う運営体制の変更に伴い、状況に応じて協議をする場を設けることは必要であると捉えている。

4. 事業に関する効果・課題

(1) 社会・経済的效果（施設利用者数の増加等）

ア 学校施設

- ・学校施設の管理及び整備については、中学校の再編を進める際、学校のみならず、地域も巻き込んだ検討の必要性から、教育委員会、市長部局が連携して教育環境向上に向けて事務を進めることができ、その結果、平成25年4月から、それまでの8校を3校に統合し現在に至っている。
- ・また、施設の修繕においては、市長部局が一括して予算を確保することによって、特区認定以前より、軽微修繕などの対応がスムーズになったという効果があげられている。

イ 学校給食センター

- ・総合食育センターの整備によって、学校給食の調理業務のほか、食育活動の拠点として、（社福）遠野市社会福祉協議会による福祉弁当の調理場所として活用され、市内の独居老人宅への宅配事業等の拠点としても機能している。さらに平成29年6月からは、高齢者のサテライト事業の昼食の調理場としても新たに活用されるなど、施設の効率的な運用が図られている。

区分		H25	H26	H27	H28	H29
学校給食センター (学校給食)	稼働日数	205	201	203	203	204
	対象人数	2,354	2,298	2,238	2,207	2,175
	延べ食数	398,508	389,032	375,984	370,776	365,400
学校給食センター (施設利用)	試食会	24	30	29	24	57
	会議室利用	54	55	41	41	92
総合給食センター	稼働日数	58	143	143	143	205
	対象人数	63	56	48	54	402
	延べ食数	2,400	5,968	5,787	6,029	7,683

特例措置の評価・調査経緯

ウ 図書館・博物館

- ・平成21年度に、翌年度の遠野物語発刊100周年事業に併せ、図書館・博物館の展示改装工事、機械設備工事、電気設備工事、昇降機設備工事などを行っており、この際、市長部局が中心となって施設整備を担っている。展示物のソフト部門については、教育委員会部局が進めるなど、連携した取組を行っている。
- ・また、平成22年度の遠野物語発刊100周年事業の際には、市全体の取り組みとして特別展を開催し、産業振興部局と連携したPR活動、教育委員会による児童生徒が参加する事業、市民企画による地域を巻き込んだイベントなどの企画立案によって連携を取りながら特色あるイベントを実施することが出来た。
- ・その結果、改修前の平成20年に22,470人であった入館者数は、平成22年には52,410人と大幅な増加となった。しかし、翌年度の東日本大震災の発災により、入館者が大幅に減少し、現在も減少傾向が続いている。

エ 公民館

- ・公民館は、特区認定以前から地区センターと併設する形で運営してきた歴史から、もともと連携した取組を行っているところであるが、特区によって、公民館施設の修繕や改修業務が市長部局で行われ、軽微修繕などは、管財担当が一括して予算を確保していることから、スムーズな対応が出来ている。

(2) 要件・手続き上の課題（教育活動における支障・安全管理の課題等）

- ・学校施設の管理及び整備については、市長部局の管理の範囲が建物に限られるなど、特例措置の一部のみが運用されている状況にあるため、特例措置の目的を達成する効果は出ていない。平成30年4月の規則改正で事務分掌の見直しも行ったことから、役割分担を明確にした体制の中から、今後、効果が現れてくるものと思われる。

(3) 関係者間の合意形成等の課題

- ・これまで課題となっていた規則の整備については、組織再編に合わせた教育委員会部局との協議も整い、条例及び規則の改正に至った。
- ・児童館の併設事業については、地元との検討により取りやめることとし、保育園の整備は、整備主体の遠野市保育協会と協議の上、事業を進めていく。

特例措置の評価・調査経緯

平成 3 1 年 3 月 8 日
文 部 科 学 省
総合教育政策局地域学習推進課
初等中等教育局初等中等教育企画課

公立社会教育機関の地方公共団体の長による所管に係る特例案について

1. 特例案の概要について

- 教育委員会が所管する公立の図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関（以下「公立社会教育機関」という。）について、まちづくり、観光など他の行政分野との一体的な取組の推進等のために地方公共団体がより効果的と判断する場合には、社会教育の適切な実施の確保に関する一定の担保措置を講じた上で、条例により地方公共団体の長が所管することを可能とする。
- 公立社会教育機関を移管する場合に、学校教育との連携や教育の中立性等の確保の観点から、社会教育の適切な実施を確保するため、教育委員会の関与に関して一定の規定を設ける。具体的な規定は以下のとおり。
 - 移管される公立社会教育機関に関する事務のうち、教育委員会が所管する学校、公立社会教育機関等における教育活動と密接な関連を有するものとして、規則で定めるものの実施に当たっては、あらかじめ首長が教育委員会の意見を聴く。
 - 教育委員会は、必要と認めるときは、公立社会教育機関に関する事務について首長に対して意見を述べられることとする。
 - 首長がその所管する公立社会教育機関の管理運営に関する規則の制定を行う際には、教育委員会に協議するものとする。

2. 構造改革特区 特例措置番号834（835） 地方公共団体の長による学校等施設の管理及び整備に関する事務の実施事業との関係性等について

- 特例措置番号834（835）（以下本項において「特区制度」という。）と、今回の公立社会教育機関の長への移管に係る特例案（以下本項において「移管特例案」という。）との間には、以下のような相違点が見出される。

<特区制度と移管特例案との主な相違点>

① 移管対象とする事務

特区制度では施設の物的な管理・整備のみが移管対象となるが、移管特例案では、物的管理のみならず、いわゆる人的管理や運営管理（職員配置、組織編制、利用者サービスの提供等）も含めた施設の管理全体が移管対象となる。

② 移管対象とする事務に係る施設

特区制度では、移管対象とする事務に係る施設に学校を含むことが可能であるが、移管特例案で対象となるのは公立社会教育機関のみである。

特例措置の評価・調査経緯

(参考) 構造改革特区834 (835) と公立社会教育機関の移管特例案の比較について

	構造改革特区834 (835) (平21)	公立社会教育機関の移管特例案 (今回)
根拠法	構造改革特別区域法 第29条 (地方教育行政の組織及び運営に関する法律の特例)	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第23条
要件	<p>地方公共団体が</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 学校等施設 (学校及び公立社会教育機関をいう。以下同じ。) 及び公の施設の一体的な利用又はこれらの総合的な整備の促進を図るため必要 ● 学校等における教育活動の適切な実施に支障を及ぼすおそれがない <p>と認めて、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受ける</p>	議会が条例を制定
移管対象の事務	<p>学校等施設の管理及び整備</p> <p>※ 施設整備計画、目的外使用の許可、維持修繕等に限定</p>	<p>公立社会教育機関の設置、管理及び廃止</p> <p>※ 物的管理のみならず、人的管理や運営管理も含む</p>
移管対象の事務に係る施設	学校等施設	公立社会教育機関
首長による事務実施における教育委員会の関与	<ul style="list-style-type: none"> ● 長は、学校等施設の管理及び整備に関する事務のうち、施設における教育活動と密接な関連を有するものを規則で定め、その際、規則で定めるところにより教育委員会の意見を聴取。これらの規則を制定し、又は改廃しようとするときは、教育委員会の意見を聴取 	<ul style="list-style-type: none"> ● 長は、教育委員会の事務と密接な関連を有するものとして規則で定める事務の管理、執行に当たっては、あらかじめ教育委員会の意見を聴取 ● 教育委員会は、必要と認めるときは、長に対し意見を陳述 ● 長は、移管する公立社会教育機関の管理運営規則を定めるものとし、当該規則で定めようとする事項については、教育委員会に協議

構造改革特別区域推進本部 評価委員会 教育部会(第31回)

令和3年11月12日

文部科学省説明資料

現行制度・特例制度の概要について

地方教育行政法の概要

- 教育委員会は、教育の政治的中立性や継続性・安定性を確保するとともに、多様な民意を反映するための組織であることから、学校施設（※）の管理及び整備に関する事務は教育委員会が担うこととなっており、地方公共団体の長の権限として行うことは認められていない（地方教育行政法第21条）。

地域の事情に応じて、学校施設等と他の公共施設を一体的に整備したり、効率的な管理を図る必要

構造改革特区制度による地方教育行政法の特例制度

【ポイント】

- 構造改革特区内において、一定の場合に、地方公共団体の長が学校等の施設の管理及び整備に関する事務の全部又は一部を管理・執行することが可能に。

<主な要件>

- ① 学校等の施設と公の施設の一体的な利用又はこれらの総合的な整備の促進を図る必要があると認められること
- ② 学校等における教育活動の適切な実施に支障を及ぼすおそれがないこと
- ③ あらかじめ、教育委員会の意見を聴くこと

(※) 公立社会教育機関(図書館、博物館、公民館等)の設置、管理及び廃止に関する事項は、令和元年の法改正により、教育委員会の意見の聴取等をしたうえで、条例により首長が所管することが可能（地方教育行政法第23条）。

【参考】地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

（教育委員会の職務権限）

第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

一～六 （略）

七 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。

八～十九 （略）

（職務権限の特例）

第二十三条 前二条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができる。

一 図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関のうち当該条例で定めるもの（以下「特定社会教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること（第二十一条第七号から第九号まで及び第十二号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。）。

二～四 （略）

2 地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

【参考】構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）

（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の特例）

第二十九条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、当該地方公共団体の教育委員会の所管に属する学校（学校教育法第一条に規定する学校をいい、大学を除く。）及び社会教育機関（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十条に規定する教育機関のうち社会教育に関するものをいう。）（以下この条において「学校等」という。）の校舎その他の施設（以下この条及び別表第十九号において「学校等施設」という。）並びに当該地方公共団体の長の所管に属する地方自治法第二百四十四条第一項に規定する公の施設（以下この項において単に「公の施設」という。）の利用及び配置の状況その他の地域の事情に照らし、当該地方公共団体の長が学校等施設の管理及び整備に関する事務の全部又は一部を管理し、及び執行することが、学校等施設及び公の施設の一体的な利用（学校等施設を学校教育及び社会教育の目的以外の目的に使用することを含む。）又はこれらの総合的な整備の促進を図るため必要であり、かつ、学校等における教育活動の適切な実施に支障を及ぼすおそれがないと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十一条及び第二十二条の規定にかかわらず、当該学校等施設の管理及び整備に関する事務の全部又は一部については、当該地方公共団体の長が管理し、及び執行する。この場合において、当該地方公共団体の長が管理する学校等施設については、同法第二十八条の規定は、適用しない。

2 前項の認定を受けた地方公共団体の長は、同項の規定により管理し、及び執行する学校等施設の管理及び整備に関する事務のうち学校等における教育活動と密接な関連を有するものとして当該地方公共団体の規則で定めるものを管理し、及び執行するに当たっては、当該地方公共団体の規則で定めるところにより、あらかじめ、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

3・4 （略）

遠野市「学びのプラットフォーム特区」に関する調査票の概要



文部科学省

遠野市の取組について、これまでの経緯等を踏まえた運用の状況や、具体的な効果や教育活動への影響等の様々な観点を確認できるよう質問を設定。

＜これまでの経緯・状況等を踏まえた確認のための質問＞

条例・規則の整備の遅れ
(平成30年4月より施行)

条例・規則の整備状況・運用状況の確認

市長部局の業務を教育委員会職員
が兼務等して対応

教育委員会と首長部局の人員体制の整備状況・効果の確認

一部の事業について取り止め等

小学校への児童館併設事業及び保育園整備事業の状況等の確認

平成26年の地方教育行政法改正

総合教育会議等の場における本特例措置の位置づけの確認

＜本特例措置の効果・支障等の確認のための質問＞

事務分掌の見直し・役割分担の明確化に伴う効果や課題等の確認

社会教育施設の利用者数の減少や施設管理費の増加の状況等の確認

教育における政治的中立性の担保・教育活動に生じた支障等の確認

児童生徒や市民目線に沿った効果的・効率的な行財政運営の実現状況の確認

(※) このほか、特区事業の評価（外部有識者、住民、政策評価、市議会）について質問

公立社会教育機関の地方公共団体の長による所管に係る特例について

1. 特例の概要と経緯について

- 地方分権改革に関する提案募集において、平成 29 年度に北海道から公立博物館について、平成 30 年度に名張市から公立社会教育施設について、それぞれ地方自治体の実情に応じて、条例で所管を決定できることとする改正を求める提案がなされた。
- 平成 30 年 12 月 25 日に閣議決定された「平成 30 年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえ、いわゆる第 9 次地方分権一括法（令和元年法律第 26 号。以下「第 9 次一括法」という。）により、公立社会教育機関（公立の図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関）の地方公共団体の長への移管に係る特例（以下「移管特例」という。）を新設。
- 具体的には、まちづくり、観光など他の行政分野との一体的な取組の推進等のために地方公共団体がより効果的と判断する場合には、社会教育の適切な実施の確保に関する一定の担保措置を講じた上で、条例により地方公共団体の長が所管することが可能となっている。

2. 構造改革特区 特例措置番号 834・835（以下「特区制度」という。）との相違点について

① 所管変更に係る要件（(参考) ※1）

特区制度では、地方公共団体が構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 29 条に掲げる一定の要件を満たすことについて内閣総理大臣の認定を受ける必要がある。一方で、移管特例においては、当該地方公共団体が条例を定める必要がある。

② 移管対象とする事務及びそれに係る施設（(参考) ※2・3）

対象となる事務については、特区制度では施設の物的な管理・整備のみが対象である一方、移管特例では、物的管理のみならず、いわゆる人的管理や運営管理（職員配置、組織編制、利用者サービスの提供等）も含めた施設の管理全体を対象としている。

対象施設に関しては、特例措置番号 835 と移管特例はいずれも社会教育施設を念頭に置くものである。

③ 首長による事務実施における教育委員会の関与（(参考) ※4）

特区制度・移管特例ともに政治的中立性の担保が考慮されている。加えて、移管特例においては、教育委員会と学校教育及び社会教育との間の緊密性の確保についても考慮していることから、教育委員会の意見聴取の機会がより多くなっている。

(参考) 構造改革特区 834・835 と公立社会教育機関の移管特例の比較について

	構造改革特区 834・835 (平 21)	公立社会教育機関の移管特例 (令元)
根拠法	構造改革特別区域法第 29 条 (地方教育行政の組織及び運営に関する法律の特例)	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条 (地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 (令和元年法律第 26 号) 第 8 条により改正)
要件 ※ 1	地方公共団体が ● 学校等施設 (学校及び効率社会教育機関をいう。以下同じ。) 及び公の施設の一体的な利用又はこれらの総合的な整備の促進を図るため必要 ● 学校等における教育活動の適切な実施に支障を及ぼすおそれがないと認めて、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受ける	議会が条例を制定
移管対象の事務 ※ 2	学校等施設の管理及び整備 ※ 施設整備計画、目的外使用の許可、維持修繕等に限定	公立社会教育機関の設置、管理及び廃止 ※ 物的管理のみならず、人的管理や運営管理も含む
移管対象の事務に係る施設 ※ 3	学校等施設 (834) 公立社会教育施設 (835)	公立社会教育機関
首長による事務実施における教育委員会の関与 ※ 4	● 長は、学校等施設の管理及び整備に関する事務のうち、施設における教育活動と密接な関連を有するものを規則で定め、その際、規則で定めるところにより教育委員会の意見を聴取。これらの規則を制定し、又は改廃しようとするときは、教育委員会の意見を聴取	● 長は、教育委員会の事務と密接な関連を有するものとして規則で定める事務の管理、執行に当たっては、あらかじめ教育委員会の意見を聴取 ● 教育委員会は、必要と認めるときは、長に対し意見を陳述 ● 長は、移管する公立社会教育機関の管理運営規則を定めるものとし、当該規則で定めようとする事項については、教育委員会に協議

令和3年度調査の概要

1. 関係府省庁名	文部科学省
2. 特例措置番号	834(835)
3. 特定事業の名称	地方公共団体の長による学校等施設の管理及び整備に関する事務の実施事業
4. 弊害の発生に関する調査	

①	調査内容	<ul style="list-style-type: none"> ・特定事業の実施状況について ・特定事業を実施できていない場合、その原因について ・規制の特例措置の実施に支障がないかについて ※特に、これまでの評価意見等で指摘された点への対応状況について
②	調査方法	<ul style="list-style-type: none"> ・電子メールによる書面調査 ・必要に応じ、ヒアリング
③	調査対象	認定地方公共団体
④	実施スケジュール	調査票の配布 令和3年11月 調査票の回収 令和4年1月 調査結果とりまとめ 令和4年1月 ※予定

5. 担当連絡先

①	所属	文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課地方教育行政係
②	役職	専門官
③	氏名	伊藤 拓
④	TEL	03-5253-4111
⑤	FAX	03-6734-3731
⑥	メールアドレス	iinkai@mext.go.jp

令和3年度 構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置に係る評価
岩手県遠野市「学びのプラットホーム特区」について【調査票】

(1) 学校施設の管理・整備に係る市長部局への権限の移管に関する規則の整備状況
及び図書館・博物館に関する規則の整備状況

① 平成31年3月時点において、整備が遅れていた条例・規則を整備した旨を確認したところですが、あらためて現在の条例・規則をご提出ください。(その際、本特区の関連箇所に下線を引いて提出してください。)

また、当該条例・規則の改正状況及び運用状況について、具体的かつ網羅的に記載願います。

【提出いただきたい条例・規則】

1. 遠野市行政組織条例
2. 遠野市市長部局行政組織規則
3. 遠野市教育委員会行政組織規則
4. 遠野市民センター所長等に対する事務委任規則
5. 市民センター管理運営規則
6. 構造改革特別区域法第29条第2項の規定により遠野市教育委員会の意見を聴くことに関する規則
7. 遠野市立小中学校管理規則
8. 遠野市立学校施設の開放に関する規則
9. 遠野市立学校施設使用に関する条例

【条例・規則の改正状況】

【条例・規則の運用状況】(運用上発生した疑義・課題及びその解消策等)

- ② 平成 30 年 4 月より担当職員を教育委員会から市長部局に異動し、市長部局において管理する体制を取ったとのことですが、平成 27 年度評価意見では、実態上、教育委員会事務局職員が兼務等しており、特区の目標である「市長が公の施設の管理・整備を総合的に担当し、教育委員会は教育内容に専念できる環境を整える」体制になっていないとの指摘がなされています。当該指摘を受けて、人員体制をどのように整備し、どのような効果が生じたのか、定量的指標を示しながら具体的に記載願います。

- ③ 学校施設の管理及び整備について、平成 31 年 3 月時点では、市長部局の管理の範囲が建物に限られるなど、特例措置の一部のみが運用されている状況であったため、特例措置の目的を達成する効果は出ていないが、平成 30 年 4 月の規則改正において事務分掌を見直し、役割分担を明確にしたことにより、今後効果が現れてくると想定されていたところです。

規則等の整備後に、教育活動・安全管理等や事務負担・管理コスト軽減の面でもたらされた効果や、生じた支障・課題等について、定量的指標を示しながら具体的に記載願います。

- ④ 市長部局で学校施設を管理するにあたり、教育委員会が使用する際の手続き（施設の一次利用許可や包括利用許可などを行っているか等）について、具体的に記載願います。

- ⑤ 今回の市長への権限移譲により、教育委員会が整備に関する事務を担当していた場合に生じていた制度的支障をどのように改善する効果が生じたのか、定量的指標を示しながら具体的に記載願います。

(2) 小学校への児童館併設事業（特区計画記載事業）及び保育園整備について

平成 31 年 3 月時点において未着手・整備予定となっていた綾織小学校への児童館併設事業については、児童館の小学校への併設は取り止め、綾織保育園については旧綾織小学校校庭に整備することが決定したと報告されていますが、この事業の調査時点での以下の事項の状況について回答願います。

- ① 上記 2 箇所の整備に関し、当初計画を達成できなかった理由と、現在の活用状況について具体的かつ定量的指標を示しながら記載願います。

※定量的な評価が可能となるよう、コスト削減効果や利用人数等の指標を示しながら記載して下さい。

【綾織児童館】（既存の建物を継続して利用し、小学校への併設は計画を取り止め）

【綾織保育園】（旧綾織小学校校庭に整備、整備時期は平成 31 年度を予定）

- ② 今回の市長への権限移譲により、児童館及び保育園の整備に関連して、教育委員会が学校等に係る整備に関する事務を担当していた場合に生じていた制度的支障をどのように改善する効果が生じたのか、定量的指標を示しながら具体的に記載願います。

(3) 総合教育会議等の場における本特例措置の位置づけについて

平成31年3月時点において、「総合教育会議では、本特例措置に関してこれまで議論されていないが、条例改正に伴う運営体制の変更に伴い、状況に応じて協議をする場を設けることは必要であると捉えている」とされています。

上記に関し、その後何らかの協議の場が設けられたかについて、具体的かつ網羅的に記載願います。また、もし設けられていない場合は、その理由についても具体的に記載願います。

--

(4) 社会教育施設の利用者数の減少及び施設管理費の増加について

平成 31 年 3 月時点において、図書館・博物館の入館者数が東日本大震災の発災により大幅に減少し、その後も減少傾向が続いていると報告されています。

改修後から調査時点までの間における入館者数及び施設管理費の状況について、定量的に記載願います。また、もしその他に本特区措置の効果を計測可能な定量的指標があれば、記載願います。

※図書館と博物館は分けて記載願います。

【記載例】

平成●年度から平成●年度までの入館者数実績（各年度●月●日時点）

項目	H●	H●	H●	H●	H●	H●	R●
入館者数 (人)							
施設管理費 (円)							

(5) 教育における政治的中立性の担保等について

本特例措置の運用にあたり、構造改革特別区域法第 29 条において、教育の政治的中立性の担保や、学校等における教育活動の適切な実施に支障を及ぼすことのないよう、認定地方公共団体の長は教育委員会の意見を聴かなければならない旨定められています。これを受けて、貴市においては規則を定め、運用していると承知しています。

- ① 当該規定及び貴市の規則に則り行われた教育委員会からの意見聴取について、下記の欄に網羅的に回答願います。あわせて、各回における教育委員会からの意見、及び議事録等の意見聴取の関連書類等あれば資料として提出願います。

意見聴取を行った時期	意見聴取の内容
平成 22 年 3 月 26 日	構造改革特別区域法第 29 条第 2 項の規定により遠野市教育委員会の意見を聴くことに関する規則の制定に関し意見を求めることについて (過去の回答)
平成 年 月 日	
平成 年 月 日	
令和 年 月 日	

※欄が不足している場合は、お手数ですが適宜追加してください。

- ② 本特例措置の実施に当たり、政治的中立性の担保や学校等における教育活動の適切な実施に関し生じた疑義・支障等があれば、具体的かつ網羅的に記載願います。(施設の目的外利用許可の関係等)

- ③ 本特例措置の実施に当たり、営利企業等による学校施設の利用等に関し生じた効果(円滑化した等)や疑義・支障等があれば、具体的かつ網羅的に記載願います。

(6) 児童生徒や市民の目線に沿った効果的・効率的な行財政運営の実現

- ① 構造改革特別区域の目標として、学校等施設を含めた公の施設の管理・整備の一元化によって、遊休スペースの利活用など、施設の効率的な管理が実現するとあります。

この目標に関する調査時点での達成状況について、定量的指標を示しながら具体的かつ網羅的に記載願います。また、目標を達成できなかった場合は、その理由についても具体的に記載願います。その際、余裕教室や廃校の活用状況、遊休スペースの利活用に当たり、どのような意思決定過程を経たかという点、給食センターの整備以外で、効率的な管理の実現状況（経費面、教育委員会・学校の教職員の負担面など）について記載願います。

--

さらに、上記目標に関連するデータを提出願います。「余裕教室や廃校の活用状況」、「管理権限を教育委員会から市長へ移譲した 40 施設の施設管理費の推移」、「教育委員会・学校の教職員の負担軽減の状況」が分かる資料（いずれも過去 10 年度分程度）は含めてください（これらの項目について該当資料がない場合はその旨上記枠内に記載願います。）。

- ② 構造改革特別区域の目標として、施設整備に関する計画の進行管理の集中化や小規模自治体の身の丈に応じた組織体制を構築するとあります。

この目標に関する調査時点での達成状況について、定量的指標を示しながら具体的かつ網羅的に記載願います。また、目標を達成できなかった場合は、その理由についても具体的に記載願います。その際、「施設整備に関する計画の進行管理の集中化」について、具体的にどのような取組を実施したのか（学校施設を含む公共施設全体の横断的な整備に向けた検討体制の構築、計画の策定など）、学校施設の整備に関する優先順位がどのように変わったのか、教育内容や指導方法と不可分となる学校施設整備の案件について、教育委員会とどのように連携して対応したかという点についても記載願います。

--

さらに、上記目標に関連するデータを提出願います。「域内の学校以外の公共施設整備の予算の推移」「域内の学校施設整備の予算の推移」（過去10年度分程度）は含めてください（該当資料がない場合はその旨上記枠内に記載願います。）。

2. 特区事業への評価について

(1) 特区事業に対する外部有識者からの評価について

① 学識経験者からの意見聴取を行いましたか。

実施した 実施していない

② どのような学識経験者から意見を聴取しましたか。(複数回答可)

大学教授等 企業関係者 弁護士、税理士、公認会計士等
NPO 関係者 PTA 関係者・保護者 その他 ()

③ 意見聴取の方法についてご教示下さい。(複数回答可)

評価委員会等を開催 個別にヒアリングを開催 その他
()

④ 外部有識者からの意見聴取・評価の結果の概要を回答願います。

⑤ 意見聴取をした結果の公表方法についてご教示下さい。(複数回答可)

広報紙 ホームページ TV 新聞
その他 ()
公表していない

※学識経験者から聴取した意見についての資料を添付願います。

(2) 特区事業に対する住民からの評価について

① 住民から意見を聴取しましたか。

実施した 実施していない

② 意見聴取の方法についてご教示下さい。(複数回答可)

アンケート 住民への説明会 パブリック・コメント
その他 ()

(4) 特区事業に関する遠野市議会における審議

遠野市議会の審議で取り扱われた日時・質疑者を列記願います。

日時	質疑者
平成 21 年 12 月 8 日	菊池 巳喜男 一般質問 (過去の回答)
平成 22 年 3 月 11 日	市民センター条例の一部を改正する条例について、予算等審査特別委員会に付託された審査の結果報告 (過去の回答)

※該当する議事録を資料として添付願います。

(調査は以上です。ご協力ありがとうございました。)

調査計画案の概要

特例措置の番号	834 (835)
特例措置の名称	地方公共団体の長による学校等施設の管理及び整備に関する事務の実施事業
措置区分	法律
過去の評価時期	H24 下、H27

1. 過去の評価結果の概要

H27 年度の評価においては、

- 評価・調査委員会による調査では、学校等施設の管理・整備について概ね実施済みであること、本特例措置の活用により教育委員会部局の人員削減やコスト削減等の効果があることが確認された。
- 関係省庁の調査では、構造改革特区法第 29 条の規定に基づく規則の整備が学校施設等の一部未措置であること、特区計画に記載された小学校への児童館併設事業が未着手であること、社会教育施設の利用者数が大幅に減少、施設管理費が増加しており少なくとも効果は見られないこと、地方公共団体の長が管理、執行することとされた事務について、実態上、教育委員会事務局の職員が補助執行や、市長部局との兼務発令により従来どおり行っており、特区の目標である「市長が公の施設の管理・整備を総合的に担当し、教育委員会は教育内容に専念できる環境を整える」体制になっていないとのことであった。
- 以上により、今後の対応方針として、関係府省庁及び事務局は認定地方公共団体に規則の整備を促すこと、小学校への児童館併設事業に係る実施見込みを確認すること、どのようにすれば全国展開の可能性があるかの検討、他の地方公共団体の活用ニーズ、地方公共団体の総合教育会議における本特例措置に係る議論について確認すること、確認・整理事項については、平成 28 年度に評価・調査委員会に報告することとされた。
- 確認が必要とされた項目について、事務局及び関係府省庁から平成 29 年 3 月、平成 31 年 3 月に報告があり、2021 年度に改めて評価を行うこととされた。

2. 過去の評価結果において全国展開に向けて弊害が発現している点又は現状の課題

- 平成 27 年度時点では特区法第 29 条の規定に基づく規則の整備が出来ておらず、また、特区計画上の事業が一部実施されていなかった。

3. 本年度の評価において全国展開に向けて確認すべき点

- 本特例措置の活用による社会・経済的效果、教育活動における支障・安全管理上の課題の発生状況、関係機関間・学校・地域における合意形成等の課題の有無、教育委員会が担うよりも効率的・効果的となった点について確認する。

4. 本年度の調査計画案で新たに追加した質問項目及びその概要

- 綾織小学校の遊休施設（旧綾織中学校特別教室棟）の取扱い状況について。
- 市長部局の職員が学校、公民館、図書館、博物館等を一体的に管理することに伴う、事務効率化の状況。（業務増に伴う市長部局職員の態勢、教育委員会における業務減、業務態勢の見直し状況など。）
- 利用者の満足度。

構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会
令和3年度 規制の特例措置の評価に関する調査

- ・ 本調査は、**質問票1**と**質問票2**により構成されています。
- ・ **質問票1**は、すべての特例措置について共通の質問です。
- ・ **質問票2**は、特例措置ごとに異なる質問です。
- ・ 各設問の指示に従って、対応する回答票に記入してください。

質問票 1 (規制の特例措置に共通の質問項目)

Q 1 - 1

本特定事業の現在の進捗段階は特区認定時の予定どおりですか。あてはまるものを1つだけ選んでください。

1. 予定より進んでいる
2. 予定どおりに進んでいる
3. 予定より遅れている

⇒ 「1.」「3.」を選択した場合 → Q 1 - 2 へ

「2.」を選択した場合 → Q 2 - 1 へ

Q 1 - 2 <Q 1 - 1で「1.」「3.」を選んだ地方公共団体への質問>

予定より進んでいる(遅れている)理由を具体的にご記入下さい。特に遅れている場合、以下の事項についてお気づきの点があればご記入ください。

- ・本特定事業における要件・手続きに関する事項
- ・本特定事業に関連する他の法制度等に関する事項
- ・現場での事業運営上の事項

Q 2 - 1

本特定事業による効果は発現していますか。あてはまるものを選んでください(1と2は重複回答可)。また、その内容・理由について具体的にご記入ください。

1. 計画当初から期待していた効果が発現している
2. 計画当初には期待していなかった効果が発現している
3. 発現していない
4. わからない

⇒ 「1.」「2.」を選択した場合 → Q 2 - 2 へ

「3.」「4.」を選択した場合 → Q 3 へ

Q 2 - 2 <Q 2 - 1で「1.」「2.」を選んだ地方公共団体への質問>

本特定事業により発現した効果は、地域の活性化につながっていますか。経済的効果と社会的効果の面から、具体的にご記入ください。

- ・経済的効果(雇用の創出、産業への波及、費用の節減等)
- ・社会的効果(地域の高齢者の社会参加や活力向上、住民のまちづくりへの取組み意識の向上等)

Q 3

本特定事業の実施にあたって、地方公共団体としてどのような役割を果たしていますか。また、特定事業者に対して何らかの支援を行いましたか。具体的にご記入ください。

Q 4

本特定事業がより活用されるように、貴地域において工夫されていることがあれば、具体的にご記入ください。

Q 5

本特定事業が成功するための最も重要な鍵は何と考えますか。具体的にご記入ください。

Q 6

本特定事業の実施で、他地域ではおそらく発現しないと思われる、貴地域特有の条件による効果等がありますか。具体的にご記入ください。

Q 7

本特定事業をより効果的・効率的に推進するために、追加で緩和することが望ましい規制事項等があれば、具体的にご記入ください。

Q 8

本特定事業の将来に向けての展望など、ご自由にご記入ください。

⇒ **質問票 1**は以上です。**質問票 2**へ進んでください。

質問票2 (規制の特例措置ごとに異なる質問項目)

特例措置番号	834 (835)
特定事業の名称	地方公共団体の長による学校等施設の管理及び整備に関する事務の実施事業
特例措置の内容	教育委員会が行うこととされている学校等施設の管理・整備に関する事務を地方公共団体の長が実施することを可能とする。

まず、**質問票1**にある共通質問項目Q1～Q8までの回答を地方公共団体においてご記入ください。

次に、**質問票2**にあるQ9に進んでください。Q22～Q25については教育委員会からご意見を聴取の上、地方公共団体でご記入ください。

Q9 <地方公共団体への質問>

事業を実施にすると必要とされる規則の整備は、平成31年3月時点で終えたものと承知していますが、その後当該規則の改正等が行われている場合には、改正時期、改正された規則、改正内容をご回答ください。

⇒ 回答欄9

Q10 <地方公共団体への質問>

貴市の特区計画には、計画の実施により期待される経済的社会的効果が記載されておりますが、特区計画に示された以下の①～④に関し、現時点における実際の効果の有無について、下記のA～Dの中で最も当てはまるものを選択するとともに、そのように考える理由を回答欄に記入願います。その際、得られた便益や削減されたコストを示すなど、可能な限り定量的にご回答ください。

- A 特区計画通りの効果が得られた
- B 特区計画通りの効果があつたとはいえないが、ある程度の効果は見られた
- C 特に効果は得られなかった
- D 分からない(計画の事業が未実施であるため効果を検証できない場合を含む)

- ①学校等施設を含む公の施設の一体的な管理による効果
- ②学校等施設を含む公の施設の一体的な整備による効果
- ③耐震化等施設整備の計画的な検討及び計画管理の集中による効果
- ④効率的な行財政運営(二重行政の解消等)による効果

⇒ 回答欄10

Q 1 1 <地方公共団体への質問>

学校等施設管理費について、①小学校・中学校、②調理場、③図書館、④博物館、⑤幼稚園、⑥公民館の別に平成21年度から令和2年度まで年度別の推移をご回答ください。

(注)平成27年度に貴市からご回答いただいた数字につき、直近の状況も含め確認するものです。

⇒ 回答欄11

Q 1 2 <地方公共団体への質問>

社会教育施設の利用者数等について、①図書館、②博物館、③公民館の別に平成21年度から令和2年度まで年度別の推移をご回答ください。

(注)平成27年度に貴市からご回答いただいた数字につき、直近の状況も含め確認するものです。

⇒ 回答欄12

Q 1 3 <地方公共団体への質問>

社会・経済的効果について、①学校施設、②学校給食センター、③図書館・博物館、④公民館の別にご回答ください。

(注)平成30年度に貴市からご回答いただいた内容につき、直近の状況も含め確認するものです。

⇒ 回答欄13

Q 1 4 <地方公共団体への質問>

綾織小学校整備事業について、「計画策定当初は学校の改築に併せて綾織児童館を併設する予定だったが、地域を交えた検討の結果、小学校への併設は取りやめる方針となった」(平成31年3月時点)ものと承知しています。その後の状況(「方針どおり、児童館の併設は行なっていない。児童館については、既存の建物を継続して利用。」など)についてご回答ください。

⇒ 回答欄14

Q 1 5 <地方公共団体への質問>

綾織小学校の遊休施設(旧綾織中学校特別教室棟)は、「地元の地域づくり団体などからの活用希望を踏まえ、平成31年度から地域振興団体等へ貸し出しができるように環境整備を進めて行く予定」(平成31年3月時点)と承知しています。その後の状況について、具体的に何に活用されているのか、活用実績も含め令和元年度、2年度及び3年度上半期の状況についてご回答ください。

⇒ 回答欄15

Q 1 6 <地方公共団体への質問>

現行制度では、教育委員会が所管する施設等の管理を首長部局が行う場合、その権限は、首長部局の職員等に委任されますが、当該特例措置においては首長が権限を持つこととなります。権限が首長部局の職員に委任される場合と比較して、首長の権限として明確化されることによる利点、本特例措置の活用により生じた市行政の変化（改善点等）について、具体的に記載してください。

⇒ 回答欄 1 6

Q 1 7 <地方公共団体への質問>

教育委員会から市長部局に担当職員を異動し、市長部局が管理（施設整備、修繕等）する態勢を平成 30 年 4 月からとっているものと承知しています。これにより、どのような事務の効率化が図られているか、職員定数の変化、異動前と異動後における業務処理の流れの相違、具体的に教育委員会事務局から市長部局に移管された業務・作業内容、市長部局において他の行政財産も含め一体的に管理することで効率化された作業時間（書類の作成、連絡調整に係る時間の短縮など）についてご回答ください。

⇒ 回答欄 1 7

Q 1 8 <地方公共団体への質問>

教育における政治的中立性を担保するため、構造改革特別区域法第 29 条第 2 項では、「学校等施設の管理及び整備に関する事務のうち学校等における教育活動と密接な関連を有するもの」については、「認定地方公共団体の長はあらかじめ教育委員会の意見を聴かなければならない」とされています。貴市では、どのように運用しているのか、具体的な内容をご記入ください。

⇒ 回答欄 1 8

Q 1 9 <地方公共団体への質問>

貴市では、学校等施設の目的外使用の許可、管理、整備についてどのような手続で対応、判断していますか。教育委員会の意見と相違する場合はありましたか。相違した場合には、どのように調整して対応しましたか。

⇒ 回答欄 1 9

Q 2 0 <地方公共団体への質問>

貴市では、施設の一体的な管理・整備について、首長と教育委員会両者の合意形成を円滑に実施する工夫として、実施している対策はありますか。具体的な内容をご記入ください。

⇒ 回答欄 2 0

Q 2 1 <地方公共団体への質問>

学校等の施設と他の公共施設との管理・整備を首長が一体的に実施すること

で、利用者の利便性の向上は図られましたか。また、施設を利用する市民の方々の評判は良くなりましたか。施設利用者へのアンケートを実施するなどにより、その結果も含め具体的にご記入ください。

⇒ 回答欄 2 1

Q 2 2 <教育委員会への質問>

教育における政治的中立性を担保するため、構造改革特別区域法第 29 条第 2 項では、「学校等施設の管理及び整備に関する事務のうち学校等における教育活動と密接な関連を有するもの」については、「認定地方公共団体の長はあらかじめ教育委員会の意見を聴かなければならない」とされています。政治的中立性を担保する上で、現行の規定だけでは不十分と感じる点がありますか。仮に不十分と感じる点がある場合には、具体的にどのような要件（措置）が必要と考えますか、具体的な内容をご記入ください。

⇒ 回答欄 2 2

Q 2 3 <教育委員会への質問>

教育委員会から出された意見と市の考えが相違する場合はありましたか。その場合、どのような調整が行われましたか。

⇒ 回答欄 2 3

Q 2 4 <教育委員会への質問>

学校等の施設の管理・整備を教育委員会が担わなくなったことにより、教育活動や学校の安全面などへの配慮の観点から、本特例措置を改善すべきと考えられる点がありますか。その内容について具体的にご記入ください。

⇒ 回答欄 2 4

Q 2 5 <教育委員会への質問>

学校等施設の管理・整備の事務作業を首長部局で行うことにより、教育委員会の業務が教育内容に特化され、教育内容を充実させる取組みが容易になった等の効果はみられたでしょうか。その効果について具体的にご記入ください。

⇒ 回答欄 2 5

質問はこれで終わりです。ご協力ありがとうございました。

番号	834 (835)
特定事業の名称	地方公共団体の長による学校等施設の管理及び整備に関する事務の実施事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条、第22条等
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	学校等施設の管理及び整備に関する事務については、地方公共団体の教育委員会が管理し、及び執行する。
特例措置の内容	<p>1. 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、当該地方公共団体の教育委員会の所管に属する学校（学校教育法第1条に規定する学校をいい、大学を除く。）及び社会教育機関（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条に規定する教育機関のうち社会教育に関するものをいう。）（以下「学校等」という。）の校舎その他の施設（以下「学校等施設」という。）並びに当該地方公共団体の長の所管に属する地方自治法第244条第1項に規定する公の施設（以下単に「公の施設」という。）の利用及び配置の状況その他の地域の事情に照らし、当該地方公共団体の長が学校等施設の管理及び整備に関する事務の全部又は一部を管理し、及び執行することが、学校等施設及び公の施設の一體的な利用（学校等施設を学校教育及び社会教育の目的以外の目的に使用することを含む。）又はこれらの総合的な整備の促進を図るため必要であり、かつ、学校等における教育活動の適切な実施に支障を及ぼすおそれがないと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条及び第22条の規定にかかわらず、当該学校等施設の管理及び整備に関する事務の全部又は一部については、当該地方公共団体の長が管理し、及び執行する。この場合において、当該地方公共団体の長が管理する学校等施設については、同法第28条の規定は、適用しない。</p> <p>2. 認定を受けた地方公共団体について、学校の管理機関（管理者）として教育委員会のみを想定している社会教育法及び学校施設の確保に関する政令の規定に、当該地方公共団体の長を加える読替えを行う。</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	<p>1. 認定を受けた地方公共団体の長は、その管理し、及び執行する学校等施設の管理及び整備に関する事務のうち学校等における教育活動と密接な関連を有するものとして当該地方公共団体の規則で定めるものを管理し、及び執行するに当たっては、当該地方公共団体の規則で定めるところにより、あらかじめ、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>2. 認定を受けた地方公共団体の長は、1. の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。</p>

834（835） 地方公共団体の長による学校等施設の管理及び整備に関する事務の実施事業

1. 特例を設ける趣旨

学校及び社会教育機関（以下「学校等」という。）の施設（以下「学校等施設」という。）と他の公の施設の一体的な管理や整備をすることにより、学校等施設と公の施設との一体的な利用や、耐震化、バリアフリー化等の総合的な整備の検討が促進されることや、複合施設の安全点検や利用許可などの管理業務についても、複数業務を一元的に行うことで、住民の便宜や行政の効率性のより一層の向上ができることから、構造改革特区において、教育委員会が行うこととされている学校等施設の管理・整備に関する事務を地方公共団体の長が実施することを認めるものです。

2. 特例の概要

地方公共団体の長が学校等施設の管理及び整備に関する事務の全部又は一部を管理し、及び執行することについて、当該地方公共団体が、学校等施設及び公の施設の一体的な利用又はこれらの総合的な整備の促進を図るため必要であり、かつ、学校等における教育活動の適切な実施に支障を及ぼすおそれがないと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、認定の日以後は、当該学校等施設の管理及び整備に関する事務の全部又は一部については、当該地方公共団体の長が管理し、及び執行することができます。

この際、認定を受けた地方公共団体の長は、学校等施設の管理及び整備に関する事務のうち学校等における教育活動と密接な関連を有するものとして当該地方公共団体の規則で定めるものを管理し、及び執行するに当たっては、当該地方公共団体の規則で定めるところにより、あらかじめ、教育委員会の意見を聴かなければなりません。

また、上記の規則を制定し、又は改廃しようとするときにも、認定を受けた地方公共団体の長は、あらかじめ、教育委員会の意見を聴かなければなりません。

3. 基本方針の記載内容の解説

（1）「学校等施設の管理及び整備に関する事務」について

「学校等施設の管理に関する事務」としては、例えば、目的外使用の許可、維持修繕、安全点検、清掃等の事務が挙げられます。

また、「学校等施設の整備に関する事務」としては、例えば、施設の整備に係る計画の策定（整備目標の設定等）、施設の設計・整備事業の実施、

施設の複合化に係る施設の設計・整備事業の実施等の事務が挙げられます。
(学校等施設の設置及び廃止そのものに係る事務並びに人事管理及び運営管理は含まれません。)

(2) 「校舎その他の施設」について

学校に関しては校舎のほか、運動場、プール、体育館、給食施設等を、社会教育機関に関しては公民館のほか、図書館、博物館等の施設を指します。

(3) 「利用及び配置の状況」について

「利用の状況」としては、学校等施設については余裕教室等が十分に活用されているか、公の施設については住民のニーズが十分に満たされているか等が挙げられます。また、「配置の状況」としては、どのような学校等施設や公の施設がどこに配置されているか、複合化されていたり隣接して配置されていたりするか等一体的に利用を図る必要があるか、全体として住民のニーズを十分満たすものとしての配置状況になっているか等が挙げられます。

(4) 「その他の地域の事情」について

例えば、将来的な人口の減少や増加を見越して学校等施設の整備を緊急的に行わなければならない場合等、地方公共団体の長が一体的に事務を行うことが適切と考えられる状況が想定されます。

(5) 「学校等施設及び公の施設の一体的な利用」について

例えば、学校等施設に余裕教室等が生じている場合にこれを公の施設として活用し、複合施設として一体的に利用する場合や、学校等施設と公の施設が隣接して設置されている場合にこれらを一体的に利用する場合等において、学校等施設を学校教育及び社会教育の目的に使用することだけでなく、高齢者との交流スペース等教育以外の目的に使用することも想定され、具体的には様々なケースが考えられます。

(6) 「これらの総合的な整備」について

例えば、学校等施設と公の施設について一体的な計画を策定する等総合的な整備を行うことが想定され、具体的には様々なケースが考えられます。

(7) 「学校等における教育活動の適切な実施に支障を及ぼすおそれがない」について

例えば、学校等施設と公の施設の複合化を行う場合には、複合化する公の施設について教育活動へ悪影響を及ぼすような施設は避けるべきであり、また、学校等施設と公の施設の整備計画を一体として策定する場合にも、その地域における教育内容に関わる施策と学校等施設の整備は、齟齬をきたさないように行われるべきであると考えられます。

(8) 「学校等における教育活動と密接な関連を有するもの」について

例えば、基本的な施設整備計画の策定等が想定されますが、それぞれの地方公共団体において、地域の実情に応じて主体的に判断されるものです。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

(1) 以下の事項については可能な限り詳細に記載するようにしてください。

- ① 移譲の対象となる事務及び施設、並びにその理由
- ② 教育活動の適切な実施に支障を及ぼすおそれがないと認めた理由
- ③ 学校等における教育活動と密接な関連を有するものとして教育委員会から意見聴取することとするものの内容及び範囲、意見聴取の時期及び手法等

(2) 認定後に策定することとなる地方公共団体の規則の案を可能な限り添付するようにしてください。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

規制の特例措置を適用した特区計画の一覧

番号	都道府県名	申請地方公共団体名	特区の名称	区域の範囲	特区の概要	規制の特例措置の番号	規制の特例措置の名称	認定回
1	岩手県	遠野市	遠野市民センター 学びのプラットフォーム特区	遠野市の全域	<p>遠野市では、昭和46年から市民センター構想のもと、地域づくりと社会教育とが連携し行政運営を行ってきた経緯がある。また、近年の過疎化に伴う人口減少、少子高齢化の進行など、小規模自治体として一層効率的な行財政運営が求められている。</p> <p>そこで、本特例措置により学校等施設と公の施設の一体的な管理・整備を行うことによって、小規模でも効率的な行財政運営を図る。また、一体的な施設の管理・整備により教育活動と地域づくりとの更なる一体感が醸成され、市民一丸となって総合力が発揮される地域づくりを推進する。</p>	834(835)	・地方公共団体の長による学校等施設の管理及び整備に関する事務の実施事業	第21回 平成21年11月26日 認定

構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会 委員名簿

(令和3年10月6日 現在)

氏 名	職 業 等
ふじむら ひろゆき ◎ 藤村 博之	法政大学経営大学院教授
しまもと こうじ ○ 島本 幸治	ソシエテ・ジェネラル証券株式会社 代表取締役社長
いわさき くみこ 岩崎 久美子	放送大学教養学部教授
くどう ひろこ 工藤 裕子	中央大学法学部教授
わたなべ こういちろう 渡邊 浩一郎	公認会計士

※ ◎は委員長、○は委員長代理

構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会専門部会 委員名簿

(令和3年10月6日 現在)

医療・福祉・労働部会

氏 名	職 業 等
ふじむら ひろゆき ◎ 藤村 博之	法政大学経営大学院教授
いわさき くみこ ○ 岩崎 久美子	放送大学教養学部教授
わたなべ こういちろう 渡邊 浩一郎	公認会計士

※ ◎は部会長、○は部会長代理

教育部会

氏 名	職 業 等
いwasaki くみこ ◎ 岩崎 久美子	放送大学教養学部教授
shimamoto こうじ ○ 島本 幸治	ソシエテ・ジェネラル証券株式会社 代表取締役社長
くどう ひろこ 工藤 裕子	中央大学法学部教授

※ ◎は部会長、○は部会長代理

地域活性化部会

氏 名	職 業 等
しまもと こうじ ◎ 島本 幸治	ソシエテ・ジェネラル証券株式会社 代表取締役社長
くどう ひろこ ○ 工藤 裕子	中央大学法学部教授
わたなべ こういちろう 渡邊 浩一郎	公認会計士

※ ◎は部会長、○は部会長代理

構造改革特別区域基本方針（抄）

平成 15 年 1 月 24 日閣議決定
令和 3 年 7 月 6 日最終改正

2. 構造改革の推進等のために政府が実施すべき施策に関する基本方針

(1) 基本理念

③評価の実施

さらに、特区において実施される規制の特例措置は、その実施の見込み等を踏まえあらかじめ定めた評価時期に、その実施状況に基づき評価を行うことにより、特区の成果を着実に全国に広げていくことが必要である。したがって、規制の特例措置の評価において、特段の問題が生じていないと判断されたものについては、速やかに全国展開を推進していくことを原則とする。

特段の問題が生じているかは、規制の特例措置について全国展開を行った場合に発生する弊害と効果により、判断するものとする。

規制の特例措置の全国展開とは、現在、規制の特例措置により実現している規制改革について、構造改革特別区域計画（以下「特区計画」という。）の認定制度によらず、当該規制が本来規定されている法律、政令又は主務省令（告示を含む。以下同じ。）（以下「法令」という。）の改正等を行うことにより、全国規模で規制改革の成果を享受できるよう措置することである。

一方、地域性が強い規制の特例措置については、特区において当分の間存続させることとする。

地域性が強い規制の特例措置とは、特区として認定を受けて実施されることにより、地方公共団体による総合的な取組とそれに対する国の関係機関による援助・協力を推進でき、全国的な規制改革の突破口というよりは、地域活性化策として意義が大きいものである。

評価に当たっては、円滑な実施の観点から、供給者の視点のみならず、消費者・需要家の視点をより重視して、規制の特例措置の要件、手続、関連する規制等について、更なる提案を募集することなどにより、

特区における実施状況等を踏まえて、必要な見直しを行うものとする。

なお、総合特別区域法（平成 23 年法律第 81 号）第 14 条の 2 第 4 項又は同法第 37 条の 2 第 4 項の適用を受けた規制の特例措置について、適用を受ける同法第 12 条第 1 項に規定する国際戦略総合特別区域計画又は同法第 35 条第 1 項に規定する地域活性化総合特別区域計画が認定されている場合には、その実施状況に基づき評価を行う。

また、国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 10 条第 4 項又は第 5 項の適用を受けた規制の特例措置について、適用を受ける同法第 8 条第 1 項に規定する区域計画が認定されている場合には、その実施状況に基づき評価を行う。

さらに、規制の特例措置の適用を受けた特定事業が、地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 5 条第 4 項第 15 号に規定する事項について地域再生計画に記載され、同法第 17 条の 61 の規定に基づき特区計画の認定があったとみなされた場合には、当該規制の特例措置について、その実施状況に基づき評価を行う。

④評価・調査委員会

このような基本理念に基づき、特区制度を推進するために、構造改革特別区域推進本部（以下「本部」という。）に、有識者からなる評価・調査委員会が設置されている。この委員会では、規制の特例措置の効果等を評価し、その結果に基づき、構造改革の推進等に必要な措置について、構造改革特別区域推進本部長（以下「本部長」という。）に意見を述べるとともに、本部長の諮問に応じて新たな規制の特例措置の整備その他の構造改革の推進等のために講ぜられる施策に係る重要事項について調査審議する。

（２）提案の募集に関する基本方針

③評価・調査委員会による調査審議

i) 本部長の諮問

本部長は、内閣府と関係府省庁との調整によっては実現しなかった提案のうち、経済的及び社会的に意義があり、専門的知見を活用

し、又は情勢の推移を踏まえて更に検討を深めることにより、新たに地域の特性に応じた規制の特例措置を講ずることができる可能性があるものについて、評価・調査委員会に諮問することとする。

なお、本部長は、提案のほか、他の関係機関から特区において規制の特例措置を講ずべき事項について検討を要請された場合には、この事項についても評価・調査委員会に諮問することができる。

ii) 調査審議の方法

評価・調査委員会で提案について調査審議する場合には、迅速かつ適確に調査審議を行うため、必要に応じて、提案者、関係府省庁、有識者等からの意見聴取又は現地調査を実施できるものとする。

iii) 意見の扱い

本部は、評価・調査委員会から本部長に意見が提出された場合には、上記② i) のア)～ウ) 及び ii) の基準に基づき、評価・調査委員会の意見に関する対応方針を決定するものとする。

(3) 評価に関する基本方針

① 評価のスケジュール

毎年度原則として2月末までに行うものとする。

② 評価基準

i) 規制の特例措置の在り方に関する評価基準

規制の特例措置の在り方について、以下の基準により評価を行う。

ア) 全国展開

以下のいずれかの場合。ただし、イ) 又はウ) の基準に該当する場合を除く。

- a 弊害が生じていないと認められる場合
- b 弊害が生じていても、規制の特例措置の要件、手続を見直すことで弊害の予防等の措置が確保され、かつ、見直された予防等の措置について特区における検証を要しないと認めら

れる場合

- c 弊害が生じていても比較的微小であり、規制の特例措置を全国展開した場合の効果と比較検討し、効果が著しく大きいと認められる場合

イ) 特区において当分の間存続

地域性が強い、すなわち、特区として認定を受けて実施されることにより、地方公共団体による総合的な取組とそれに対する国の関係機関による援助・協力を推進でき、全国的な規制改革の突破口というよりは、地域の活性化として意義が大きいと認められる場合

ウ) 拡充

規制の特例措置の要件又は手続が過剰なものになっていないか等の観点からの提案（以下「拡充提案」という。）等に基づき、規制の特例措置の要件又は手続を緩和又は変更する場合であって、当該緩和又は変更した要件又は手続について特区における検証を要すると認められる場合

エ) 是正

弊害が生じていても、規制の特例措置の要件又は手続を見直すことで弊害の予防等の措置が確保され、是正又は追加された予防等の措置について特区における検証を要すると認められる場合

オ) 廃止

弊害が生じており、かつ、規制の特例措置の要件又は手続を見直すことで予防等の措置を確保することが困難と認められる場合

ii) 関連する規制等の改革に関する評価基準

また、当該規制の特例措置に関連する規制等の改革について、関連する規制等が妨げとなっていないか等の観点からの提案（以下「関連提案」という。）等があった場合には以下の基準により評価を行う。

ア) 提案の募集に基づき講ずることとなった措置

- a 特区において講ずることとなった規制の特例措置

- b 全国で実施することとなった規制改革
 - c その他提案を実現するための措置
- イ) 関係府省庁において今後前向きに検討を進める規制等の改革

③評価時期の設定

評価時期は一律に定めるのではなく、特区において適用が見込まれる時期、その効果が判明することが見込まれる時期等を踏まえ、規制の特例措置ごとに設定するものとする。

そのため、関係府省庁の長は、規制の特例措置について、適用される特区計画が初めて認定された場合には、当該特区計画における目標、特定事業の内容、開始の日等を踏まえ、当該特区計画の認定から1か月以内に調査スケジュールを作成し、本部に提出しなければならない。

評価・調査委員会は、関係府省庁から提出された調査スケジュールを踏まえ、必要に応じて関係府省庁から意見を聴取した上で、規制の特例措置の評価時期を検討し、本部長に意見を提出するものとする。

本部長は、評価・調査委員会の意見を踏まえ、規制の特例措置の評価時期を決定するものとする。

④拡充提案・関連提案の募集

評価を予定する規制の特例措置について、拡充提案及び関連提案を募集するものとする。

そのため、内閣府は、当該規制の特例措置の評価が開始されるまでの間に、その旨を公表し、提案を募集する。その際、地方公共団体に対して、積極的な提案を促すことに努めるものとする。

拡充提案及び関連提案については、通常のプロセスと同じ検討基準及び検討プロセスにより処理するものとし、その結果について、内閣府は、評価・調査委員会に報告するものとする。

⑤ニーズ調査の実施

評価を予定する規制の特例措置のうち実施が少ないものについては、評価に至る前に、内閣府は、更なる実施の可能性について調査（以下

「ニーズ調査」という。)を行うものとする。

評価・調査委員会は、ニーズ調査の結果、実施の増加が見込まれず、また、拡充提案がない規制の特例措置については、予定していた評価を行わないことができるものとし、その場合には、関係府省庁にその旨通知するものとする。その際、内閣府は、あらかじめ関係府省庁の意見を求め、その結果を評価・調査委員会に報告するものとする。

また、評価を予定する規制の特例措置のうち、活用実績が無いものについては、内閣府はニーズ調査を行わないことができるものとする。

⑥評価の方法

関係府省庁の長は、評価の対象となった規制の特例措置について、③で決定された評価時期に、法第47条第1項に基づき規制の特例措置の適用状況について調査を行い、その結果を本部に報告しなければならない。

関係府省庁の長は、調査に当たって、規制の特例措置による弊害の発生の有無に基づき、全国展開により発生する弊害について立証責任を有するものとし、また、弊害の発生の有無の判断に資する情報を最大限把握するものとする。

この関係府省庁の長の調査に加えて、評価・調査委員会は、規制の特例措置を全国展開することによる効果、地域性が強い規制の特例措置かどうか等について独自の調査を行うものとする。

評価・調査委員会は、これらの結果等を踏まえ、規制の特例措置に関する評価を行い、本部長に意見を提出するものとする。本部は、評価・調査委員会の意見を踏まえ、対応方針を決定するものとする。

i) 調査票の作成

評価に当たって、評価・調査委員会は、評価を予定する規制の特例措置について、評価の開始の3か月前までに関係府省庁に通知するものとする。通知を受けた関係府省庁は、評価の開始の2か月前までに調査の内容、方法及び対象を記載した調査票を作成して評価・調査委員会に提出しなければならない。

評価・調査委員会は、関係府省庁の調査票を踏まえて、評価・調査委員会の調査票を作成するものとする。その際、評価・調査委員会は、必要に応じて関係府省庁の調査票に対して意見を述べるものとする。

ii) 調査結果の取りまとめ

評価の対象となった規制の特例措置について、これらの調査票は、調査の対象となる規制の特例措置に係る特区計画の認定を受けている地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）、実施主体又は関係者に対して時間的余裕を持って周知するものとし、調査結果は、評価の開始から2か月後までに取りまとめるものとする。なお、評価・調査委員会は、独自の調査に当たっては、認定地方公共団体、実施主体又は関係者からの意見聴取又は現地調査を実施できるものとする。

関係府省庁は、弊害について調査・報告する場合においては、その弊害の予防のための運用の改善及び是正措置の可能性等も併せて報告するよう努めるものとする。

iii) 評価意見の提出

評価・調査委員会は、関係府省庁の長の調査結果及び独自の調査結果を踏まえ、また、必要に応じて関係府省庁から意見を聴取した上で、②の評価基準に基づき評価を行い、本部長に意見を提出するものとする。

本部は、評価・調査委員会の意見を踏まえ、②の基準に基づき、評価に関する対応方針を決定する。

⑦総合特区において適用された規制の特例措置の評価

総合特別区域法第14条の2第4項又は同法第37条の2第4項の適用を受けた規制の特例措置について評価を行う場合には、①から⑥までの事項に準じて評価を行うものとする。

⑧国家戦略特区において適用された規制の特例措置の評価

国家戦略特別区域法第 10 条第 4 項又は第 5 項の適用を受けた規制の特例措置について評価を行う場合には、①から⑥までの事項に準じて評価を行うものとする。

⑨地域再生計画に記載され特区計画の認定があったとみなされた場合の規制の特例措置の評価

規制の特例措置の適用を受けた特定事業が、地域再生法第 5 条第 4 項第 15 号に規定する事項について地域再生計画に記載され、特区計画の認定があったとみなされた場合の当該規制の特例措置について評価を行う場合には、①から⑥までの事項に準じて評価を行うものとする。

(5) 関係府省庁の対応状況のフォローアップに関する基本方針

内閣府は、提案を受けて全国で実施された規制改革及び現行制度で対応可能と判断された事項並びに全国展開された規制の特例措置について、その実施に当たり問題が生じていないかフォローアップ調査を行い、問題が生じている場合には、関係府省庁と調整を行う。

また、内閣府は、関係府省庁との調整によっては実現しなかった提案について、関係府省庁の協力を得つつ、定期的にフォローアップを行い、実現に向けた取組が成されるものについては、内閣府のホームページに掲載するとともに、当該提案をした者に対し通知する。

(6) 構造改革実現のための窓口機能の強化と関連する施策との連携に関する基本方針

②国家戦略特区制度との連携

構造改革の推進のため、国家戦略特区制度と相互の有機的な連携を図るものとし、国家戦略特別区域法第 5 条第 7 項の規定による募集に応じ行われた提案であって、同法第 38 条の規定に基づき、構造改革の推進等に資するものとして法第 3 条第 4 項に規定する提案とみなされたものについては、同項の規定に基づき、必要な措置を講ずることとする。

3. 特区計画の認定に関する基本的な事項

(1) 特区計画の認定に関する基本方針

⑩認定特区計画の実施の状況の調査及び措置要求

規制の特例措置が特区内において適切に実施されているか、特区計画に記載されているような効果をあげているか、について調査し、必要に応じて規制の特例措置の是正又は廃止や、特区計画の改善の要求又は認定の取消しに係る判断の材料とする。

このため、内閣総理大臣は、必要に応じて認定地方公共団体における特区計画の実施の状況について調査を行い、特区計画の変更等が必要であると認められる場合には、法第8条第1項に基づく措置を講ずるものとする。なお、内閣総理大臣が法第8条第1項に基づく措置を講ずる場合には、本部を通じて評価・調査委員会の意見を求めるものとする。

また、関係府省庁の長は、必要に応じて規制の特例措置の実施状況について調査を行い、当該規制の特例措置の適正な適用を地方公共団体に求めることが必要であると認められる場合には、法第8条第2項に基づく措置を講ずるものとする。なお、関係府省庁の長が法第8条第2項に基づく措置を講ずる場合には、本部を通じて評価・調査委員会の意見を求めるものとする。

⑪認定特区計画の取消し

法第8条第1項又は第2項に基づく措置等にもかかわらず、規制の特例措置の実施による弊害等の発生が認められること、規制の特例措置の効果が認められないこと等により、特区計画の認定の取消しが必要な場合には、内閣総理大臣は当該地方公共団体に対して法第9条に基づく措置を講ずるものとする。内閣総理大臣が法第9条に基づく措置を講ずる場合には、本部を通じて評価・調査委員会の意見を求めるものとする。

4. 構造改革の推進等に関し政府が講ずべき措置についての計画

(2) 評価等に基づき政府が講ずることとなった措置

①全国展開することとなった規制の特例措置

特区で実施する規制の特例措置について、本部において上記2.(3)②i)ア)の評価基準に基づき評価の対応方針が決定されたもの及び関係府省庁が自ら全国展開するものについては、別表1から削除するとともに、実施時期、全国展開の実施内容を明示して、別表2として決定し、必要な法令の改正等を行うものとする。なお、関係府省庁が自ら全国展開しようとする場合には、内閣府は必要に応じて関係府省庁とともに評価・調査委員会にその旨報告するものとする。

関係府省庁は、その作成する規制の特例措置を定める法令の改正案と別表2の内容が合致したものとなるよう、内閣府と所要の調整を行うものとする。

上記法令の改正等に当たって、関係府省庁は、既に認定されている特区計画において実施されている規制の特例措置について、実施主体に対して新たな許認可の申請を求めない等の実施の継続が円滑に行われるよう措置しなければならない。

なお、関係府省庁は、別表2に定める事項及びこの内容に合致して定められる法令で規定する条件以上のものを、通達等により付加しないものとする。

②拡充、是正又は廃止等をする事となった規制の特例措置

本部において2.(3)②i)ウ)、エ)又はオ)の評価基準に基づき評価の対応方針が決定されたもの及び関係府省庁が自ら拡充するものについては、別表1を改定するとともに、必要な法令の改正等を行うものとする。なお、関係府省庁が自ら拡充しようとする場合には、内閣府は必要に応じて関係府省庁とともに評価・調査委員会にその旨報告するものとする。また、規制の特例措置の前提となる制度自体が廃止又は抜本的に変更されることにより、規制の特例措置の必要性もなくなる場合には、内閣府は必要に応じて関係府省庁とともに評価・調査委員会にその旨報告するものとする。

関係府省庁は、その作成する規制の特例措置を定める法令の改正案と改定される別表1の内容が合致したものとなるよう、内閣府と所要

の調整を行うものとする。

なお、関係府省庁は、別表1に定める事項及びこの内容に合致するよう定められる法令で規定する条件以上のものを、通達等により付加しないものとする。

③関連する規制等の改革

本部において規制の特例措置に関連する規制等の改革を実施するものとして評価に関する対応方針が決定された場合及び関係府省庁が自ら関連する規制等の改革を実施とした場合は、特区において講ずるものについては上記(1)①と同様の取扱いを、全国で実施するものについては上記(1)②と同様の取扱いを、その他のものについては上記(1)③と同様の取扱いを、それぞれ行うものとする。なお、関係府省庁が自ら関連する規制等の改革を実施しようとする場合には、内閣府は必要に応じて関係府省庁とともに評価・調査委員会にその旨報告するものとする。

(3) 透明性の確保

特区制度の運用に当たっては、制度の各プロセスにおいて、第三者の目を通じた客観的な評価を可能とするため、インターネット等を活用し、関係資料をできる限り公開することとする。

具体的には、提案の募集・検討に関する事務、関係府省庁との調整状況、規制の特例措置の追加等に関する基本方針の変更、特区の認定に関する事務、規制の特例措置の評価等に関する会議の構成員、会議資料、議事録等に関する資料については、本部のホームページ等を活用し、迅速に公開することを原則とする。